

# AMCoR

Asahikawa Medical College Repository <http://amcor.asahikawa-med.ac.jp/>

北海道公衆衛生学雑誌 (1999.03) 12巻2号:196～205.

在宅痴呆性高齢者の財産管理をめぐる問題  
地域保健福祉活動の観点から

北村久美子, 須田晟雄

## 在宅痴呆性高齢者の財産管理をめぐる問題

— 地域保健福祉活動の観点から —

北村久美子<sup>1)</sup> 須田 晟雄<sup>2)</sup>

## 1 要 旨

北海道内における痴呆性高齢者の財産管理の実態をとらえ問題点を探ることを目的に、道立保健所・市町村および保健・福祉施設などから財産管理に関し具体的な問題として紹介された事例のうち、本人が在宅であった痴呆性高齢者に焦点をあて検討した。その結果、財産管理上の問題は、不動産管理と金銭管理に分けられ、金銭管理に関する問題が目立った。金銭管理は、本人を取り巻く人々や行政機関に見守られている事例では本人管理が可能である。家族管理の場合は、本人の金銭を流用してしまう傾向にある。その他、保健婦、ホームヘルパー、民生委員などが管理している場合、とくに、行政機関には痴呆性高齢者の金銭管理に関する法律上の根拠や金銭管理システムが無いことから生じる問題が見られる。独居の場合は、訪問販売などによる被害に遭う事例が目立つ。地域の保健・福祉サービスの提供者は、在宅痴呆性高齢者の金銭管理を事実上カバーしていることが明らかになった。本稿では、実態調査の結果うかがった在宅痴呆性高齢者の財産管理上の問題を、新設される成年後見制度および地域福祉権利擁護制度と関連づけながら検討することとする。

## 2 結 言

わが国の痴呆性高齢者の人口は、国立社会保障・

人口問題研究所の新しい将来人口推計をふまえた推計によると、2000年には160万人、2015年には262万人にまで増加するものと予想されている。

このように増加傾向の見られる痴呆性高齢者の問題は、法律、医療、保健、福祉の現場において話題にされることが多くなってきている。痴呆性高齢者は、脳の発達を終えた時期に、様々な脳の障害により、一旦獲得された知能が持続的かつ比較的短期間のうちに顕著な低下を来し、自己決定能力や意思能力が不十分であるために放置されたり、心ない人がいる環境に置かれると個人の尊厳や人権が侵されやすいハンディキャップをもっている。そのため、他人による援助、助言が必要になってくる。家族と同居している在宅痴呆性高齢者は、家族の援助や介護を期待することになるが、一人暮らしの場合には様々な問題を抱えることが多くなろう。事実、意思能力が十分でない人々のための相談機関における痴呆性高齢者の相談は全体の23.1%を占め、その7割以上が財産に関する相談であるという<sup>1)</sup>。在宅痴呆性高齢者をめぐって起きる数々の事件、例えば一人暮らしの女性が、本人の土地と家屋がいつの間にかある会社の所有物になっており、裁判所から立ち退き命令が出たため本人は老人ホームに入所しなければならなくなった事件<sup>2)</sup>、地域の住民の支えによって一人暮らしを続けていた高齢者の預金通帳から、数百万円が引き落とされていることに近所の人が気づいた事件<sup>3)</sup>、金銭管理能力がない女性に対して生命保険外交員が保険の契約をさせ多額の保険料支払いをさせていた事例<sup>4)</sup>などから、早急に在宅痴呆性高齢者の保護を検討すべき状況にあると思われる。

本報告では、在宅痴呆性高齢者の老後生活の資金あるいは遺産になりうる財産管理の実態をとらえ、どのような問題があるのか検討することとする。

1) 旭川医科大学医学部看護学科地域保健看護学講座

2) 北海学園大学法学部

連絡先：北村久美子

〒078-8510 旭川市西神楽4線5号3番地の11

(TEL 0166-68-2953 FAX 0166-68-2909)

### 3 対象と方法

1) 対象は、北海道内における特別養護老人ホーム・老人保健施設の管理者・生活指導員から、痴呆性高齢者の財産管理に関し、本人の保護が必要と思われる事例の紹介を受け、それらの事例のうち本人が在宅であった（または、現在在宅である）事例、および行政機関（道立保健所・市町村）の保健婦から、日常生活支援の中で在宅痴呆性高齢者の財産管理に関し保護が必要と思われる紹介を受けた事例である（表1）。さらに、痴呆性高齢者を抱える家族の了解を得て家庭訪問を実施した3事例である。

2) 方法は、特別養護老人ホーム・老人保健施設の管理者および生活指導員、ならびに行政機関（道立保健所・市町村）の保健婦または痴呆性高齢者を抱える家族に対する、過去または現在の在宅時の状況についての面接票に基づく面接・聞き取り調査である。面接の対象者は、特別養護老人ホーム・老人保健施設の場合は施設の管理者および生活指導員であり、道立保健所・市町村の場合は保健婦である（1事例のみ保健婦と婦人相談員<sup>9)</sup>の同伴）。家庭訪問の場合は家族（主な介護者）である。いずれの対象者に対しても、3) で述べるように調査の趣旨、内容について事前に説明し、了解を得たうえで行ったものである。

3) 協力依頼ならびに面接票についてであるが、協力依頼においては、北海道高齢者問題研究協会調査事業によること、情報の取り扱いについては充分配慮すること、日常活動で知り得ている無理のない範囲の情報でよいことを説明し、面接票は、身寄りのない場合など日常生活支援において本人の財産管理を誰が行うかについて課題になることを想定し、つぎの内容とした。①株券などの有価証券の有無 ②保険証書の有無 ③不動産の権利書または契約書の有無 ④実印、銀行印の有無 ⑤税金・保険料な

どの金銭の支払いの有無 ⑥年金の有無、種類 ⑦預貯金の有無 ⑧家賃の支払いの有無・入金の有無と取扱者 ⑨公共料金の支払い・手続きの有無と取扱者 ⑩各種の契約の締結者（売買・サービスを受ける場合） ⑪金銭の管理は主に誰がしているのか、そのことを本人は知っているのかどうか、本人との約束があるのかどうか、他の家族員は知っているのかどうか ⑫金銭の管理で心配・負担になること ⑬現在の生計は何か ⑭これまでの被害について、 ⑮日常生活などである。

4) 訪問期間は平成9年4月から平成9年11月である。

### 4 結 果

1) 事例の主な概要（表2）

最も多く得られた情報は、各種契約の締結者は誰か、金銭は誰が管理しており、それについて本人の同意、または家族の同意ないし認識があるか、金銭管理にどのような問題があるか、これまでの本人の被害などであった。

2) 家族構成は、高齢者夫婦のみの世帯2例、子と同居世帯7例、単独世帯14例であった。

3) 財産管理上の問題は不動産管理と金銭管理に大別された。

(1) 不動産管理では、在宅痴呆性高齢者（以下本人という）の不動産名義を、本人に無断で家族名義に変更し家族の利益のために売却した事例があった。それは、子が事業に失敗し親である本人の土地、建物を借金の肩代わりにして売りに出してしまった結果、財産売却契約効力をめぐって係争中という状況であった。

(2) 金銭管理（ここでいう本人の金銭とは、主に預金、年金を示す）に関する問題

(a) 本人が金銭を管理しているという場合が23事例中12事例であった。この場合、本人を取り巻く保健婦、ホームヘルパー、アパートの家主、民生委員、友人、近隣の人々など周囲の人々に見守られている場合は、本人が管理することが可能な状況にある。例えば、保健婦が本人の金銭管理の状況を把握していたり、買い物は隣人が付き添って支払いを行ったり、民生委員が窓のカーテンの開閉から安否や灯油の有無を確認し世話をしている場合などである。しかし、家

表1 施設と紹介された事例

施設	事例数
道立保健所	2
市町村役場	9
老人保健施設	6
特別養護老人ホーム	3
合計	20

表 2 事例の主な概要

事 例	1	2	3	4
<p>財産管理 各種契約 管理者 本人の理解</p> <p>本人との約束 家族の承知 問題点</p>	<p>本人 市町村役場（保健婦） 判断できるときもある</p> <p>説明はしている 知っている ・本人は金銭管理できず あれば全部使う。役場で 年金を預かり1回1,000 円渡す。通帳、印鑑は本 人持参。 ・買い物は本人。 ・本人は役場が銀行の代 理をしていると思っている。</p>	<p>本人 ホームヘルパー、友人</p> <p>・新聞広告による通信販 売で70数万円契約、支払 えず。本人金銭管理でき ず、ホームヘルパーが代 理で生活保護給付を受 け、友人が管理。</p>	<p>市役所（保健婦） 市役所（保健婦） 判断できない</p> <p>知っている ・本人お金がなくなると 取りに来る。1回1,000円 渡す。 ・本人かかって来た電話 で2件通信販売の契約を し、取り消しに苦労した。 ・本人の金銭管理は出納 簿、内部決済を進めてい る。 ・見守り、世話できる人 がいないと無理。</p>	<p>本人(ケースワーカー、ヘルパー) 本人 判断できるが金銭を出し 渋る</p> <p>・本人、金銭に執着する 傾向にあり、公共料金の 支払い時はホームヘル パーが同伴している。 ・金銭、証書などを、紛 失する可能性が大きい。</p>
日常生活	<p>・物盗られ妄想強い、酒 好き、酩酊状態で歩く。 ・小銭は金銭の感覚が無 いため札で渡す。</p>	<p>・買い物はホームヘル パー、友人が身の回りの 世話。 ・通信販売の被害。</p>	<p>・保健婦、婦人相談員が 世話。 ・通信販売の契約を取り 消した。</p>	<p>・養子は介護等一切拒 否、親族にアプローチす るが連絡がない。 ・ヘルパー支援により在 宅可能、しかし限界、火 の不始末あり。</p>
その他 (課題・意見)	<p>・役場での管理は法的根 拠がないので問題、療養 看護の一環でやっている が手間がかかり早くシス テムが必要。</p>	<p>・金銭管理のシステムが ないことの問題、サービ スでしている。 ・痴呆と知り契約させる 業者がいること問題。</p>	<p>・見守り、世話できる人 がいないと在宅生活は無 理。</p>	<p>・誰彼かまわず家の中 に入れるため心配。 ・金銭管理に行政がどこ まで介入できるか、財産 管理をしてもらえるサー ビスを求める。 ・ヘルパーが夜間の確 認、入浴介助。</p>
事 例	5	6	7	8
<p>財産管理 各種契約 管理者 本人の理解</p> <p>本人との約束 家族の承知 問題点</p>	<p>長男 長男 全く判断できない</p> <p>娘が知っている ・本人在宅時、次男が自 営業に失敗し、本人の土 地、建物を借金の肩代わ りに売却。</p>	<p>本人 本人</p> <p>・民生委員の見守り、世 話に対し、本人金銭をね らっているという。</p>	<p>本人 本人</p> <p>・通帳の年金全額が払い 戻されていた。(娘が発 見)</p>	<p>家族 娘</p> <p>・娘が家を建て、父と同 居しているように見せか けて、施設入所中の本人 の年金を使っていた(他 の娘の訴え)。</p>
日常生活	<p>・ショートステイ、デイ ケアサービスの利用。</p>	<p>・民生委員が見守り、世 話、ホームヘルパーが家 事支援、訪問看護。</p>	<p>・訪問販売の被害を受け たことを契機に施設入 所。</p>	
その他 (課題・意見)	<p>・施設に「入所当時の本 人の状態を知りたい」と 裁判所から照会。次男の した財産売買契約効力を めぐって係争中。</p>	<p>・ホームヘルパーは金銭 の授受は一切しない。</p>	<p>・訪問販売による健康器 具類などを沢山購入して いた。</p>	

事援助のために派遣しているホームヘルパーに  
お金を盗られたなどという被害妄想がみられる

こともあり、ホームヘルパーが2名で訪問する  
などの配慮をしなければならないという問題が

事例	9	10	11	12
<p>財産管理 各種契約 管理者 本人の理解</p> <p>本人との約束 家族の承知 問題点</p>	<p>本人 本人</p> <p>・生活保護費を、暴力団に使われていた。</p>	<p>本人 本人</p> <p>・年金約100万円を女性に渡し同様。その後本人は病院生活、女性は行方不明。</p>	<p>不明 本人</p> <p>・年金の通帳などを嫁にとられたと本人いう。</p>	<p>本人 本人</p> <p>・ホームヘルパーの家事援助を受けるが「お金をとられる」というので2人のホームヘルパーで世話。</p>
日常生活		<p>・生活能力低下著しく施設入所。</p>		<p>・民生委員、町内会長の情報で保健婦、ホームヘルパー訪問。</p>
その他 (課題・意見)		<p>・判断能力低下の状態年金、通帳を持参すること心配。</p>	<p>・虐待がありそう。</p>	<p>・本人が入院し親族を捜した結果道外におり、連絡したが来られない。病院で死亡、葬式をし、財産は、本人に一度も会いにこない親族にわたった。死者の気持ちはどうなのか。</p>
事例	13	14	15	16
<p>財産管理 各種契約 管理者 本人の理解</p> <p>本人との約束 家族の承知 問題点</p>	<p>本人 本人</p> <p>・年金、預貯金、持ち家、マンションなどの多額な財産あり。リュックサックにお金など貴重品を入れて持ち歩き、お金に執着。 ・本人金銭管理ができない。</p>	<p>息子 息子 判断できるときもある</p> <p>・年金など息子が管理し本人お金がないという。</p>	<p>本人 本人</p> <p>・アパート管理人から通報、脱水による意識障害、入院するが全財産20万円足らずで、病院捜しに苦勞。</p>	<p>アパート管理人 アパート管理人</p>
日常生活				<p>・身の回りの世話はアパートの管理人がしている。</p>
その他 (課題・意見)	<p>・財産に関係する被害に会うのではないかと周囲は心配、外出すると自宅に戻ることができない。 ・遺言書作成希望するが未だ作成していない。</p>	<p>・家族が冷たいので家を出たいと相談に来た。経費老人ホームを勧めたが息子が保証人にならず、アパートを借りて一人暮らし、痴呆の症状改善。</p>	<p>・最後に会いたい人を聞き呼んだが、離婚した妻は葬式の管理は希望しない。</p>	<p>・親切的な管理人だが真実となると心配。</p>

事 例	17	18	19	20
財産管理 各種契約 管理者 本人の理解  本人との約束 家族の承知 問題点	民生委員 民生委員	娘 娘  ・ホームヘルパーの訪問で金銭管理の問題がわかり、娘が管理。しかし、本人との間でトラブル。その後本人入院になり問題解消。	妻 妻 判断できるときもある  約束はあった 知っている	本人 友人、隣人 判断できる  ・本人の管理では問題がある。夫、病弱のため臥床がち、買い物などには近隣の友人が付き添う。
日常生活	・身の回りの世話は、民生委員。		・ホームヘルパー、保健婦、訪問看護。 ・受診時、家族付き添い。	
その他 (課題・意見)	・親切な民生委員だが真実となると心配。		・妻、脊椎圧迫骨折で動けず預金の引き出しなどはホームヘルパーに依頼、大変助かっている。	近隣の協力で在宅生活可能。
事 例	21	22	23	
財産管理 各種契約 管理者 本人の理解  本人との約束 家族の承知 問題点	本人 ホームヘルパー保健婦  ・日常生活上の金銭管理をするホームヘルパーに盗まれたと言う。対応に苦慮。	本人 本人  ・訪問販売で必要もない物沢山購入し費消。	妹 本人 判断できるときもある  約束があった 知らない(遠方) ・今後、金銭、通帳などがないと疑われるのではと心配。遠方の娘に説明していないのが気がかりで負担。 ・これ以上痴呆が進むと金銭管理が負担	
日常生活	・ホームヘルパー家事援助、介護援助。		・本人は各種サービスを拒否、住宅老朽、銭湯、受診には妹同伴。	
その他 (課題・意見)	・独居、生活保護給付費は止む無く保健婦、ホームヘルパーが金銭管理。	・訪問販売による被害で痴呆が発見。	・妹が本人の面倒を看ている、財産は交流のない娘に行ってしまうのかと心配。 ・金銭管理もできるアパートのような家庭に近い小規模施設が必要。	

ある。さらに、本人が金銭に執着して公共料金の支払いを拒否するため、ホームヘルパーが支払い時に同伴しなければならないという事例もみられる。また、明らかに本人の意思能力、判断能力の低下に乗じて起きたとみられる事例もある。たとえば、本人の通帳にある年金が全部引き出されていた事例、本人が訪問販売により健康器具など使用しない物を購入していた事例、本人が暴力団員とのつき合いがあったため金銭を強要され使われていた事例、知り合いの女性（その後、女性は行方不明）に金銭を渡していた事例、などがあった。今後、ますます在宅痴呆性高齢者が財産に関する被害を被ったり、本人から金銭、証書、通帳などが無いと疑われる事例が増えることが予想される。

- (b) 家族が管理しているという場合が5事例あった。具体的には、子は本人に説明したと言っているが、本人の財産を借金の肩代わりにしてしまった事例、一人の子が本人の年金を使ってしまい、子と子の争いになった事例、子が本人の年金すべてを管理し本人はこれを使用できない事例、本人が痴呆状態の初期の頃、家族が本人の年金を使う際に本人に説明したが、その後本人に無断で使っているという事例などである。このように、家族は本人の判断能力をみて勝手に本人の金銭を流用してしまう傾向にあると思われる。
- (c) その他の場合として、保健婦、ホームヘルパー、民生委員、友人、アパートの管理人が管理している事例がある。たとえば、保健婦が管理している場合、本人の年金を預かり金銭出納簿をつけ上司はこのことを知っている事例、市役所の保健婦が年金を預かり、公共料金などの支払いを行い金銭出納簿をつけ上司の決済を受けて管理している事例がある。このように保健婦が金銭管理をしていますが、本人が業者と契約をして問題になっている。具体的には、新聞の中のチラシ広告による通信販売で契約したが支払えないで困っていたり、電話による2件の通信販売の契約をしてしまい保健婦がクーリングオフの手続きをし契約を解除したなどである。また、ホームヘルパーが管理しているが、本人は盗られたという被害妄想があり、その対応に

苦慮している事例があった。本人に対する保健・医療・福祉サービスとしては、ショートステイ、デイケアサービスのほか、ホームヘルパー、訪問看護婦、保健婦、ケースワーカーなどによる支援がみられた。また、日中は滞在型ホームヘルパー、夜間は巡回型ホームヘルパー、保健婦、ケースワーカーなど多くの職種による日常生活の援助を受け在宅生活を続けている事例があった。民生委員、アパートの管理人、友人、隣人が管理している事例もみられた。特に、日常生活において一人暮らしの場合には、民生委員、友人、アパートの管理人などの見守り、世話を受けていることが明らかになった。

## 5 考 索

基本的に高齢者といえども、自分の生活は自分の財産で維持していかなければならない。自らの財産を自らの意思に従って自由にあるいは適切に管理・利用することができて、初めて自らの生活を自らの意思に従って規律することができる。こうしてこそ高齢者の自己決定権が保障されることになる。それ故に高齢者の「財産管理」の問題は、単に経済的な問題にとどまるものではなく、高齢者の自己決定権を中核とする個人の人権と密接に関連している。このことは、知的能力が減退し喪失した痴呆性高齢者についても、基本的には変わらないのである。

平成6年12月に出された「高齢者介護・自立支援システム研究会報告」の基本理念には、「高齢者が自らの意思に基づき、自立した質の高い生活を送れる」ことを目標に高齢者の自立支援をめざしており、この理念は、今回の成年後見制度法案の中にも生かされている。

翻って現行制度を見ると、すでに指摘されているようにいくつかの問題点が内在している。第一に、「心神喪失」と「心神耗弱」という区分は、痴呆の状態に適合的でないこと、第二に、日常的な世話、介護を必要とする痴呆性高齢者について家庭裁判所の禁治産宣告ないし準禁治産宣告によらなければ保護を受けられないというのは、社会の一般的感覚から遊離していること、第三に、宣告の結果が戸籍に記載され、各種の資格が剥奪されるなど「無能力者」のレッテルを張られる感が強く、制度利用の妨げとなっていること、そして最後に、制度の目的が本人

の財産の減少を防ぐことに重点が置かれ、本人の意思を尊重し生活を支援するために本人の財産を積極的に活用するという観点が希薄であることなどが挙げられる。

このため、報告書では、財産管理の能力が衰えていく高齢者を実効的に保護する制度として、西欧諸国のような「成年後見制度」の創設を求める意見が強いとしていた。報告書が出された翌年の平成7年7月、法務省民事局内に、「成年後見問題研究会」が設置され、2年後の平成9年9月30日に法務省は、痴呆性高齢者など判断能力が不十分な人の財産保護のため「成年後見制度」を新たに導入する方針を決定し、介護保険法と車の両輪として推進することを公表した。加えて、法制審議会に委員会を設置し、平成10年4月に民法改正試案<sup>9)</sup>が公表され関係各界に対する意見照会を行い、平成11年3月には、要綱の答申・通常国会に法案を提出した。実際に、これらの新制度導入が進められていることを根拠に据えながら、事例に現れた問題について述べる。

## 1) 財産管理に関する問題

### (1) 不動産管理の問題

土地、建物を売買したり、抵当権を設定する場合、「売買契約書」、「抵当権設定契約書」や司法書士が作成する書類をのぞいては、権利書と本人の印鑑証明書と登記申請の委任状が必要であり、この三種が重要書類になる<sup>7)</sup>。今回、明らかとなった事例は、子が上記の必要な書類を準備、作成し、親である痴呆性高齢者の名義の土地、建物、家屋等を本人に無断で勝手に売りに出したり、名義変更してしまったというものである。このような問題が明るみになったのは、売買契約の効力をめぐって係争中のため、本人が入所していたことのある施設に対し裁判所から入所中の本人の状態について知りたいという問い合わせを受けたことであった。この場合、子が痴呆性高齢者に接近し本人の意思能力の低下に乗じて、自分の利益のためにとった法律行為である。今後、このように、意思能力が減退、喪失した場合に、痴呆性高齢者の意思、判断をどのように補完していくかを検討することが重要であろう。その一策として、不動産管理については本人の意思能力が正常な時に、意思能力が減退、喪失したときのことをあらかじめ本人と協議して決めておく方法も考えられよう。東京都では、5区6市の自治体が高齢者の財産管理を

行っている。痴呆性高齢者はサービスの対象外となっていたが、一部の自治体が高齢者の財産管理を契約理論を適用して行うことを検討し始めている<sup>8)</sup>。

新しい成年後見制度法案では、本人の財産管理(身上監護に関する事項も含まれるが、以下では対象外とする)について、法定成年後見制度と任意後見制度を定めている。法定成年後見制度では、補助類型が新設され、軽度の痴呆性高齢者に対する保護の道が開かれるとともに、同意権、代理権または取消権を行使して本人の財産を管理する法定成年後見人(補助人・補佐人・後見人)について、配偶者法定後見人制度(民法840条、847条1項参照)が廃止され、複数の後見人、法人後見人が認められて本人の財産管理を適切に行うことを可能にする制度が定められている。

また、任意後見制度は、痴呆になる前にあらかじめ本人が依頼する者を後見人予定者に指定して、将来の財産管理の内容を定める委任契約(任意後見契約)を締結することを制度として認めるものであり、現行の民法の下でも同種の契約の締結は可能であるが、家庭裁判所の選任する任意後見監督人の監督により任意後見人の適切な財産管理を制度的に保障しようとするものである。

しかしながら、新制度が実施された後にも、上記の不動産管理に関する問題に関連していくつかの問題点が残されるように思われる。本人の不動産を家族が自らの利益のために売却した、またはそのおそれがあるという場合には、事後処理を含めた財産管理のために成年後見人の選任が必要となる。このような場合に、本人に他の近親者がいれば、その者からの選任の申立が可能である。そのような者がいない場合には、福祉事務所、保健所などの福祉関係の行政機関が選任の申立をすることが認められるが、申立に反対する家族との間でトラブルが生じる可能性も起こりうる。行政機関としては、いかなる場合に家族の意向に反して申立をするかというデリケートな判断に迫られることになろう。つぎに、身寄りのない痴呆性高齢者について小口の不動産管理の必要上、行政機関が成年後見人の選任を申立てたという場合に、誰が成年後見人になるかということも問題となる。法人成年後見人としての社会福祉協議会、または弁護士、司法書士などが考えられるが(本

人が福祉施設に入所している場合に、その管理者は成年後見人に選任されない)、社会福祉協議会の場合には、不動産管理について専門的知識を有する専門スタッフの配置が必要であろうし、弁護士、司法書士の場合には、小口の不動産について低廉の報酬額での管理にまで手が回るかという問題がある。本人の資力に応じた標準不動産管理報酬基準の設定および公開が必要である。新制度実施に向けて、法曹実務サイドでは、各弁護士会、司法書士会が主として財産管理の側面から、また、社会福祉サイドでは、介護の側面から成年後見人のあり方が検討されている。新制度における複数成年後見人制度の新設に呼応して法曹実務による財産管理、福祉による介護といういわば二面的な生活支援という発想がうかがえるが、小口の資産しか持たない痴呆性高齢者については、その両面をそなえた成年後見人による総合的な生活支援が必要であり、その養成機関の整備が望まれよう。

## 2) 金銭管理に関する問題

痴呆性高齢者が家族と同居している場合は、主に介護者が金銭管理を行っていることが明らかとなった。また、一人暮らしの場合は、金銭の管理を誰が行うかということが問題になる。金銭管理の内容としては、預金通帳の所在や預金通帳残高などの財産状況の確認、現金、証券の保管、預金通帳や権利書など書類の保管、生活必需品の購入、入院費、保険料、公共料金などの支払い代行、預金の出し入れなどがあり、これらについて何らかの援助が必要となっている。実際に金銭管理にかかわっている人々は、保健婦、ホームヘルパー、民生委員であり、また、アパートの管理人、隣人、友人が世話をしている事例も見られた。これらについて、日本弁護士連合会司法制度調査会では、在宅福祉サービスは痴呆性高齢者の財産管理を事実上カバーしていることがあるが、多くの有産老人が頭在化してくれば現在行われている事実上の財産管理は破綻し、法的な裏付けを持った制度の整備が必要であると強調している<sup>9)</sup>。また、一人暮らしの痴呆性高齢者が訪問販売または通信販売による健康食品などの多額な購入、葬儀場(利用)契約・貴金属(販売委託)契約を締結したため、その支払いなどで家族、保健・福祉サービス提供者が途方に暮れていたたり、契約を取り消したりという事例がみられる。今後、このような取引

に巻き込まれる事例が増えることが予測されるが、消費者の利益、生活の安定を目的にした「消費者契約法(仮称)の具体的内容」<sup>10)</sup>を参考にするなど、早急に方策を講じることが必要である。

ここで、在宅痴呆性高齢者の金銭管理に伴う法的な問題に触れてみよう。

まず、保健婦の所属する行政機関には、痴呆性高齢者の金銭管理に関する法律上の根拠が明らかでないこと、金銭管理システムがないことなどによる問題が生じている。保健婦は家族の了解を得るため搜索するが連絡がつかないことに対し、「親族から何を言われるかわからない」と不安な状況で金銭の管理を行っていることがわかった。日常的な財産管理に関し、地方自治法235条の4第2項は、債権の担保として徴するものの他、普通、地方公共団体の所有に属しない現金または有価証券は、法律または政令の規定によらなければ、これを保管することはできないと定めている。これは、昭和38年に地方財務制度が改正された際に設けられた規定である。改正前は、歳入歳出に属しない現金を雑部金と称して自治体の財務規則の定めるところによって取り扱っていたが、これを法定することによって責任の所在を明確にしたものとされる。したがって、仮に法律または政令の規定によらずに現金や有価証券を保管しても、それは保管者個人が私人と同じ立場において保管していることになり、そのような保管は、責任の所在を不明瞭にするから、はじめから保管しないよう留意する必要があるとされている<sup>11)</sup>。なお、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の20条は、精神障害者の保護者を規定しているが、同法21条は保護者がいないとき、またはその義務を行うことができないときは、市町村長が保護者となる旨を定め、同法22条は保護義務の内容として「財産上の利益の保護」をあげている。しかし、同法が適用されるのは、高齢者が「精神障害者」に該当する場合、例えば、高齢者が痴呆疾患の患者であり、「幻覚、妄想等の精神症状があり、徘徊等の問題行動が著しく精神科医療を必要とする」場合であるから、その適用場面は限定される。

つぎに、ホームヘルパーと民生委員についてあるが、ホームヘルパーは、在宅痴呆性高齢者のもっとも身近な場で日常生活の支援をしている。今回の事例においても、本人が金銭を盗られたという被害害

想がみられるために困惑する場面が容易にうかがわれる。ホームヘルパーの行うサービスは、食事や排泄などの身体の介護、調理や洗濯などの家事、生活や身の回りに関する相談、助言であり、金銭管理はサービス内容に含まれていない。しかし、家事サービスの一つとして「生活必需品の買い物」が含まれていることなどから、実際には金銭などを扱わざるを得ない場合がある。平成8年6月に東京都は、ホームヘルプサービス業務のガイドラインを設け、ホームヘルプサービスに伴う禁止行為の一つとして「金銭を預かること」が明記されているが、他方で、日常生活用品の購入を行うためホームヘルパーが金銭を取り扱う場合の指針として、原則として当日内において領収書・レシートにより精算すること、在宅痴呆性高齢者の場合、同居または近隣の親族がいる場合には当該親族に対して精算を行うことをあげており、ホームヘルパーは「日常生活用品の購入」の一環として一時的に「金銭」を預かることができることを前提に、精算のルールを定めたものと解される。同ガイドラインによると日常生活用品の購入はヘルパー業務であるが、公共料金の支払い代行や預貯金の出し入れについては明らかでない。さらに、痴呆性高齢者が精算内容をチェックできない場合には、第三者による精算内容を監督する体制が特に必要であるが、このことは市町村の今後の課題とされている。事故発生の場合の責任の所在についても明確化されていない。ホームヘルパーの身分は、市町村の公務員や社会福祉協議会の職員、家政婦紹介所の家政婦、有償ボランティアなど様々である。公務員の場合は、事業の実施主体である市町村の責任は明確であるが、ホームヘルパーの法的位置づけの再検討と事故防止のための行政的措置を考える必要があろう。また、民生委員は要保護者を適切に保護指導し福祉事務所などの業務に協力することなどを職務とする名誉職である(民生委員法1条, 10条, 14条)。地方公務員法上、民生委員は都道府県の非常勤特別職の公務員(3条3項2号)とされているが、現金や預金通帳などを保管した場合の保管の根拠や監督体制、責任の所在は明らかでない<sup>12)</sup>。

ここで、地域福祉権利擁護制度についてふれる。平成10年12月8日に中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会から出された「社会福祉基礎構造改革を進めるに当たって(追加意見)」によると、地域

福祉権利擁護制度を設け、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者などで自己決定能力が低下していることにより自己の能力で様々なサービスを適切に利用することが困難な者を対象に、市町村社会福祉協議会は都道府県社会福祉協議会から委託を受けて、自立生活支援サービスの一環として日常的な金銭管理サービス業務を行うものとされている。この制度でいう「日常的な金銭管理サービス」には、①預・貯金通帳、権利証などの保管、②一定額の預金の出し入れ、③定型的料金の支払い(公共料金など)、④生活必需品の買い物、⑤新聞などの申し込み、商品購入のアドバイスなど、⑥治療費の支払い、⑦郵便物、書類の保管が挙げられている。このような援助の内容から、在宅痴呆性高齢者の日常生活・介護を含めた金銭管理について有効な制度であると思われる。具体的な整備が待たれる。

### 3) 在宅痴呆性高齢者の財産と日常生活の関係

事例から見られるように、身内の介護者が本人の受診に付き添っているが、治療費や介護費用を本人の財産から支弁したいという実態や医療・福祉サービスの契約、費用の支払いということも予測される。また、公共料金支払い時にはホームヘルパーが同伴するなどの事例からも身寄りのいない痴呆性高齢者の場合や高齢者が介護者である場合などは、地域の保健・福祉サービスの提供者が、本人の金銭管理と日常生活の支援を同時に実践しなければならない。生活支援行為は本人の健康状態と生活のあり方に沿い本人の持てる力を十分に発揮し自立した生活が送れるように、生活過程(暮らし)を整えていくことであり、その一つに暮らしを営むための金銭管理は欠かすことができない要素である。特に、一人暮らしの場合、訪問販売などによる被害の問題からも明らかのように、財産管理、身の回りの世話を行う法的に位置づけられた後見人の存在が必要となろう。本人に行われる身の回りの世話は、先に述べたように本人の財産の保護とあくまでも表裏一体の関係にあるものと思われる。それは、本人の意思を尊重して行われる生活の支援は、本人の社会生活を維持することにつながる同時に、本人の財産はそのため必要であると思うからである。すなわち、基本的に本人の財産は、自分自身の老後生活、療養看護に使われるべきものであろう。

## 4) 新制度への期待

21世紀に向けて、どのように成年後見制度と介護保険制度が施行されるのか関心のあるところである。成年後見制度の改正が急がれる理由の一つに、2000年4月施行の介護保険法は、行政庁が介在する措置制度でなく利用者と事業者が直接契約を結ぶ仕組みを採用していることも挙げられる。成年後見制度の目的は、わが国では遅れている自己決定の尊重・残存能力の活用、ノーマライゼーションなどの新しい理念と従来の本人の保護理念との調和を旨とし柔軟かつ弾力的な制度を設計することとされている。具体的には、親族などから申し出があると家庭裁判所が成年後見人を付ける。その成年後見人には、親族はじめ弁護士、司法書士、社会福祉士、ソーシャルワーカーなどの専門家や社会福祉協議会が後見人となりうる。しかし、痴呆性高齢者の著しい増加から家庭裁判所の関与する成年後見制度が、いかに順調に機能するかという点を危惧し、低額の財産管理については家庭裁判所を経由せず、行政がしかるべき手続きによって管理できるようにする、いわば行政を後見役とする簡易後見制度のような個別の立法が必要でないか<sup>13)</sup>、という指摘もある。また、厚生省は2000年4月より、自己決定能力の低下した者のサービス利用を支援するために、成年後見制度の補完として地域福祉権利擁護制度を設けることとしており、その利用支援のなかには、手続きの援助、日常的金銭管理も含まれるとされている。

今後、これらの制度の動向を見据え、地域特性に合わせて有効に活用できる痴呆性高齢者を支援する体制づくりの検討が必要と考えられる。

稿を終えるにあたり、多大なご協力をいただいた各施設の管理者、生活指導員をはじめ保健所の保健婦、市町村役場の老人福祉担当者、保健婦、ホームヘルパーの皆様、ご家族の方々に深謝申し上げます。(本研究は、北海道高齢者問題研究協会の研究助成による)

## 文 献

- 1) 野田愛子編：新しい成年後見制度をめざして。第1版、31-35、東京都社会福祉協議会 東京精神薄弱者・痴呆性高齢者権利擁護センター（愛称：すてっぶ）、東京、1995、9  
1991年11月「すてっぶ」開設時から1993年末

まで1年11カ月間の相談状況をみると相談受付総数は954件である。このうち対象者は、精神薄弱者51.2%、痴呆性高齢者23.1%、その他25.7%となっている。

- 2) 柄澤昭秀：痴呆性老人の権利侵害とその保護、社会老年学、38巻、1、1993、9
- 3) 有坂正孝：痴呆性老人の資産管理、法学セミナー、486巻、24、1995、6
- 4) 北海道新聞：平成10年10月8日、アルツハイマー型痴呆症で金銭管理能力がない空知管内の女性(67歳)に対して、男性生命保険外交員が多数の生命保険や個人年金の契約をさせ、約1,680万円の保険料支払いをさせ、預金の一部を勝手に引き出して使っていたとして、女性の後見人となった兄(69歳)が、損害賠償を求める訴えを札幌地裁に起こした。
- 5) S市役所地域福祉課相談担当保健婦の下で勤務する非常勤職員で事例の相談、訪問を保健婦と共に行う。
- 6) 法務省民事局：成年後見制度に関する要綱試案について、平成10年4月14日
- 7) 大貫正男：不動産の管理・権利証書等の保管、(野田愛子編) 高齢者財産管理の実務 第1版、210-214、新日本法規、1997
- 8) 有坂・前掲(4)28  
東京都品川区の社会福祉協議会は平成7年から痴呆性高齢者を対象としうる財産管理サービスを始め注目されている。その特徴は、サービスを受ける高齢者が将来意思能力を失っても、契約時に契約の存続を希望する旨の特約条項をつけていれば、事前プランに従ってサービスが受けられるという点にある。
- 9) 日本弁護士連合会司法制度調査会：成年後見法大綱(中間意見)、96-100、1996年12月24日
- 10) 国民生活審議会消費者政策部会：消費者契約法(仮称)の具体的内容について一国民生活審議会消費者政策部会中間報告一、1998年1月
- 11) 高村浩：成年後見制度の実務の現状と展望一高齢者在宅福祉サービスと財産管理、判例タイムズ、927号、44-45、1997.3
- 12) 高村・前掲(10)46
- 13) 水野紀子：成年後見制度一その意義と機能について一法学教室、218号、95-96、1998、11